

『経営側』の弁護士による

企業法務セミナー

- 本セミナーは、『経営側』の弁護士団体である『愛知県経営法曹団』の弁護士が講師を務めます。
- 経営・労働分野の重要問題に関し、企業法務の第一人者である弁護士が判例等の動向も含めて解説いたします。

テーマ：労働条件の不利益変更

賃金制度や懲戒基準、休職制度など、労働条件の不利益変更の必要性を多くの企業が感じています。しかし、こうした問題は対応を誤ると労使トラブルに発展するリスクも大きく、企業の人事担当者にとって非常に難しい課題であります。

そこで本セミナーでは、企業担当者がおさえるべきポイントから最新の判例、実務上におけるアドバイスまで、経験豊富な弁護士が解説いたします。

▼主な内容

1. 労働条件の変更について

- ✓労働条件の変更とは
- ✓労働条件変更の手続

2. 裁判例に見る不利益変更の判断

- ✓「不利益」な変更とは
- ✓裁判法理における判断要素
- ✓不利益変更が有効とされた例、無効とされた例

3. 具体的制度の変更をいかに行うか

- ✓人事制度、賃金制度、その他の勤務条件の変更及び福利厚生関係の変更など

▼講演者

(愛知県弁護士会、愛知県経営法曹団 所属)

弁護士 高木 道久 氏 (コーディネーター)

弁護士 山田 洋嗣 氏

弁護士 稲垣 篤史 氏

▼開催要領

- 日時： **平成 25 年8月6日(火) 13:30~17:00**
- 会場： 名古屋商工会議所ビル 3階 第5会議室
名古屋市中区栄2-10-19 (地下鉄東山、鶴舞線 ⑤出口より徒歩5分)
- 参加費： 愛知、岐阜、三重経協会員 : 一人 8,000円
非会員、その他の方 : 一人 12,000円

参加申込は、裏面ご参照ください

企業法務セミナー(H25.8.6開催)参加申込書

1. 申込先 : 愛知県経営者協会 会員サービスグループ
2. 申込方法 : ① F A X によるお申込み (下記参照)
② ホームページからのお申込み ⇒ <http://www.aikeikyo.com>
3. 参加費振込先 : 三菱東京UFJ銀行 鶴舞支店 (普) 0587192 「愛知県経営者協会」
※当日参加費をご持参いただく場合は、欄外にその旨ご記入ください。
4. 注意事項 : ① 8月1日(木)以降の参加取り消しは参加費を申し受けますのでご了承下さい。
② 参加証は発行いたしません。当日、直接会場にお越しください。
③ この申込書でご提供いただいた個人情報は、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。
④ 本会では6月から9月末までクールビズを実施しています。予めご了承下さい。

【参加者情報】

所属経営者協会 (○をおつけ下さい。) 愛知 () 岐阜 () 三重 () 非会員 その他 ()	請求書	○をおつけ下さい。 必要 () 不要 ()
会社名	部 署	
住 所 〒	お役職	
連絡先 TEL () -	お名前	

【今回のテーマに関してご質問があれば、事前に以下の記入欄にご記入ください】

※ご質問は、できる限り簡潔、具体的にご記入いただきますようご協力をお願いいたします。

※ご質問の受付は、7月6日(金)までとさせていただきます。

**⇒お申し込みは必要事項をご記入の上、
F A X (052-221-1935) にてお送りください。**